

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
常総市	水海道南部（菅生地区）	令和4年3月4日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	434.48ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	379.95ha
③地区内における39才以上の農業者の耕作面積の合計	379.41ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	315.60ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.70ha
(備考)	

注1：③の「39才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2：④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

この地区の西側は飯沼川と菅生沼があり黄金地区という基盤整備が行われ、すでに実質化している菅生沼土地改良がある、東側には小谷沼排水路による水田地帯がある。中央部には畑での耕作地が広がるが、地形上10m以上もある高低差があり、区画の小さいこともあり特に北部の地域では遊休化が増えている状況である。数カ所の基盤整備を実施した区域があるが、自作や相対耕が多くなっていることから、担い手農家の耕作割合は全体面積の1割程度にとどまっている。大塚戸では担い手が少なく、隣接する坂東市の認定農業者等とともに連携することを検討するもの一の方策と思われる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

この地区内においては、起伏の多い地形から大規模な集約には困難なことから、30a程度までの集約を行い、効率的な利用を進める。南部の畑地帯や中央部の畑地帯で一部集約はあるもののそれら以外で農地の集約を行えるのは基盤整備の済んだ耕地と思われることから、自作、相対耕作農地の更新時等に担い手への耕作依頼を進めていく。小谷沼地区では菅生以外の内守谷、坂手地区の担い手との賃借が多く、広範囲に分散している。また、相対の賃借も多いことから中間管理機構等の積極的な活用を進め、担い手ごとに一定の範囲に集約化を図り効率的な生産管理を促進する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>(農地の貸付け等の意向)</p> <p>貸付希望をされている農地がほぼ基盤整備のされていない畑地帯であるため、借り手が見つからない状況である。水田地帯でも自作、相対耕作が多いことから、今後年齢や機械の都合で耕作できなくなる農地が増えていくと思われる。</p>
<p>(農地中間管理機構の活用方針)</p> <p>この地区内において中間管理機構を利用して農地の貸し借りをを行っている事例は極めて少ない、相対や利用権を介して耕作している農地も分散化している状態である。今後耕作が困難になる農家の増加による貸付希望の農地については、極力の中間管理機構を利用してもらえるよう推進をしていく。</p>
<p>(基盤整備への取組方針)</p>